

Ⅲ 国産花きイノベーション推進事業

第1 趣旨

要綱第2の3の国産花きイノベーション推進事業の実施に当たっては、要綱に定めるもののほか、以下に定めるところによる。

第2 事業実施主体

- 1 要綱第2の3の(1)の地区推進事業の事業実施主体となる花き振興地域協議会（以下「地域協議会」という。）について、生産局長が別に定める要件は次の(1)から(3)までに掲げるとおりとする。

なお、事業を実施しようとする地域において、(1)から(3)までに掲げる要件を全て満たす協議会が既に存在する場合は、当該協議会を事業実施主体にできるものとする。

- (1) 都道府県、花き業界関係者等（生産者、研究者、実需者（流通・販売業者）等）により地域協議会が構成されていること。このうち、都道府県、生産者及び実需者は必須の構成員とする。
 - (2) 事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、地域協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした地域協議会の運営等に係る規約（以下「地域協議会規約」という。）が定められていること。
 - (3) 地域協議会規約において、一の手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- 2 要綱第2の3の(2)の全国推進事業の事業実施主体となる協議会は、1の(2)及び(3)の要件を満たす協議会とする。

第3 事業の内容

本事業により実施することができる事業の内容は、次に定めるとおりとする。

1 地区推進事業

(1) 花き関係者の連携への支援

ア 地域協議会の設置・運営

各都道府県等を区域として、生産者、育種家、研究者、流通業者、販売業者、輸出事業者等、花き業界の関係者が一堂に会する協議会を設置し、地域の花き振興及び本事業を効率的に実施するための検討会等を実施する。

イ 生産技術向上交流支援

国産花きのシェア奪還や輸出拡大に向けて、産地が連携したリレー出荷等により高品質な花きを年間を通して安定的に市場に供給するため、他都道府県の関係者との技術交流や出荷時期の調整、共通ブランドの立ち上げ等、産地間連携を図る次の取組を実施するものとする。

(ア) 技術交流会等の開催

連携する産地の関係者がそれぞれの産地に集まる技術交流会等を開催し、生産技術の交流や出荷時期の調整、共通ブランドの立ち上げ等のため

の検討を行う。

(イ) 生産技術マニュアル等の作成

リレー出荷等を行うに当たり、相互に連携する産地の品質の平準化、さらに一層の品質向上を図るための生産技術マニュアル等を作成する。

(2) 国産花きの強みを活かす生産・供給体制の強化

ア 国内外の需要に対応した生産・供給体制の検討

新たな輸出先国や輸出品目の開拓等を通じ、国産花きの輸出拡大を行うためには、地域の生産者、流通関係者、輸出業者等が一丸となった戦略的な取組が必要である。このため、輸出拡大を図るために地域の各主体が連携して今後実施すべき対策について、次の取組を実施するものとする。

(ア) 海外現地調査の実施

地域で生産された花きの輸出拡大を行うに当たり必要となる、輸出先国における花きの市場動向や花使い・物日の文化等の情報を収集するための調査を実施する。

(イ) 輸出戦略の作成

現地調査の結果を踏まえ、地域で生産する花きについての輸出品目の選定や輸出時期、ブランディング、新品種の育種、安定供給体制づくり、輸送方法等について取りまとめた戦略を策定する。

イ 物流の効率化の検討・実証

花きに関し物流の改善が必要な地域を対象に、物流の効率化、コスト削減を図るために、次の取組を実施するものとする。

(ア) 検討会の開催

事業を効率的に実施するため、生産者、運送業者、市場関係者、小売業者、物流に関する学識経験者等で構成する検討会を開催し、物流の効率化、コスト削減等に向けた集配ルートの短縮や出荷用段ボールの規格統一等の改善方策を検討する。

(イ) 流通拠点等先進地調査の実施

当該地域の花きの物流の改善に資するため、流通の合理化に成果を上げている先進地等の調査を実施する。

(ウ) 物流改善方策の実証

(ア) の検討会で検討した物流改善方策の効率的な集配ルートや統一サイズの段ボールの試作・導入等の実証試験を実施し、改善方策による効率化、コスト削減の定量的な効果等についてとりまとめを行う。

ウ 園芸資材リサイクルシステムの検討・実証

園芸資材の有効活用と花き消費の活性化を図るため、消費段階の鉢花や観葉植物の使用済み植木鉢や培養土等を回収し、再利用するシステム等を検討・実証するため、次の取組を実施するものとする。

(ア) 検討会の開催

事業を効率的に実施するため、生産者、運送業者、市場関係者、小売業者、学識経験者等で構成する検討会を開催し、消費段階の鉢花や観葉植物の使用済み植木鉢や培養土等が回収し、再利用するシステム等を検討する。

(イ) 園芸資材リサイクルシステムの実証

アの検討会で検討したリサイクルシステム（例えば、消費者の使用済み

植木鉢を小売店、卸売市場を通じて回収し、生産者が再利用するシステム)の実証試験を行い、その効果、実用化の可能性等についてとりまとめを行う。

(3) 国産花きの需要拡大

ア フラワーコンテスト、花文化展示会、シンポジウムの開催

我が国の高度な花き生産技術のさらなる向上に資するとともに、我が国に根ざす豊かな花文化や花のある暮らしの紹介等を通して、花きの魅力を発信し花きの利用増進を啓発する場として、フラワーコンテスト、花文化展示会、シンポジウム等の開催等、次の取組を行うものとする。

(ア) 検討会の開催

事業を効率的に実施するため、イベント会社、マスコミ関係者、花き業界関係者、商工会議所等で構成する検討会を開催し、催しの内容、開催時期、場所等を検討する。

(イ) フラワーコンテスト、花文化の展示会等の開催

a フラワーコンテストの実施

開催地域で生産された花きの品評会を開催する。優秀な花きについては表彰を行い、展示する。

b 秀品花きの展示

高度な国産花きの生産技術を紹介するため、世界的なコンテスト等で高く評価された花きを展示する。展示にあたっては、秀品花きであることを明記し、紹介する。

c 花文化の展示

いけばな等我が国の伝統的な花文化やフラワーアレンジメント等日常生活における花きの利用増進を図る新たな花文化の継承・普及のための花文化の展示会を開催する。

(ウ) シンポジウム、講演会等の開催

a シンポジウム等の開催

花き業界関係者、教育機関関係者、花育実施者等の花き関係者を招き、花きを取り入れた暮らしの啓発に資するシンポジウム等を開催する。

開催にあたって、シンポジウムのテーマに沿った事例展示を行う。

b 講演会等の開催

花きを用いた活動を行っている者や研究者等を招き、講演会等を開催する。

イ 花文化と併せた国産花きの情報発信

国産花きの輸出拡大に向け、明確な四季と豊かな国土に恵まれた我が国において育まれてきた豊かな花文化と併せ、多様で高品質な国産花きを海外に発信する。

(ア) プロモーションイベントの開催

海外において国産花きを使ったレセプションやシンポジウム、いけばな体験教室、フラワーアレンジメントワークショップ等の開催、在外公館が主催する天皇誕生日レセプション等事業実施主体以外の者が主催するイベントへの花材の提供等を通じ、我が国の花文化と併せて国産花きに関する情報を発信する。

(イ) パンフレットの作成

海外におけるプロモーションイベントの開催時等に配付することを目的として、我が国の花文化と併せて国産花きに関する情報を発信するパンフレットを作成する。

ウ 学校・福祉施設等での花育体験推進

地域において、小中学生等に対する花育体験や福祉施設での花や緑を利用した園芸体験等（以下「花育等」という。）を実施するため、次の取組を行うこととする。

(ア) 検討会の開催

事業を効率的に実施するため、学識経験者、教育関係者、花育活動実施者、福祉関係者、生産者等で構成する検討会を開催し、地域で花育等を行う上での課題を整理するとともに、具体的な対応方策を検討する。

具体的には、既に花育等を実施している関係機関、団体との調整、花育体験の実施学校・施設の選定、花育等体験の進め方等を検討する。

(イ) 花育体験及び福祉園芸体験の実施

a 学校等での花育体験

小中学校等の授業の一環や地域で作られ活動しているコミュニティガーデン等を活用した取組として花育体験を行う。

b 福祉施設等での福祉園芸体験

福祉施設等において、創作活動、リハビリテーション及びメンタルヘルスの一環として花や緑を利用した園芸体験を実施する。

(ウ) アンケートの実施

a 事業実施主体は、(イ)のaに参加する学校の生徒等に対して、花育体験終了後にアンケートを実施する。

b 事業実施主体は、(イ)のbに参加する福祉施設の入所者等に対し、福祉園芸の体験前及び体験後にアンケートを実施する。

また、福祉施設のかかりつけ医師等がいる場合、入所者の症状について体験前及び体験後のコメントをもらうものとする。

エ 企業や介護施設等における花と緑の活用推進

企業のオフィスや介護施設等における花と緑の活用事例を募集し、これを広く紹介し、花と緑の活用を推進するため、次の取組を実施するものとする。

(ア) 検討会の開催

事業を効率的に実施するため、生産者、医療・介護関係等の学識経験者、造園緑化関係者、室内装飾業者等で構成する検討会を開催し、花と緑の活用事例を募集するとともに、その中から他の模範となるような特に優れた事例を選出する。

(イ) 優良事例現地調査

企業のオフィスや介護施設等において花と緑を有効活用している事例を調査し、優良事例報告書を作成する。

(ウ) 優良事例発表・表彰式

(ア)で選出された特に優れている事例の発表・表彰式を行い、優良事例での花と緑の活用方法やその効果等を紹介する。

2 全国推進事業

(1) 花き日持ち性向上対策実証事業

各種アンケートによって消費者のニーズが最も高いことが確認されている「日持ちの良さ」を具体的に消費者に示す販売方法や生産地からの採花後の管理と出荷方法について実証を行い、その問題点を洗い出し、日持ち性向上の取組を推進するマニュアルを作成するため、次の取組を実施するものとする。

ア 検討会の開催

日持ち保証販売の実証試験の企画、日持ち性向上対策に係る問題点等の抽出、ウの(ア)の実証グループの選定、マニュアルの作成等を検討するため、生産者、卸売業者、小売業者、学識経験者等で構成された検討会を開催する。

イ 生産・流通段階の実証

日持ちを向上させる採花後の管理技術等の導入による実証試験や輸出を見据えた長期輸送に耐えうる出荷体制の構築及び生産地から市場、小売業者等までの流通における商品管理の実証試験を実施し、全国の花き業界関係者に普及できるマニュアルを作成する。

ウ 販売実証

(ア) イを実施する生産者、卸売業者、小売業者等からなる実証グループによる、日持ち保証販売の実施に必要な、日持ち試験、産地から小売までの温度測定、花きの状況観察等の試験を実施する。

(イ) 実証グループが日持ち保証販売を実施する上で必要な会議を開催する。

(ウ) 日持ち保証販売実証に必要な商品ラベル、パンフレット等の作成を行う。

エ 調査、試験及び結果の分析の実施

(ア) イの実証に参加する生産地、市場等において、日持ち性を向上させる出荷体制を構築するために必要な環境の検証や資材の試験を実施する。

(イ) ウを実施する小売店において、日持ち保証販売の販売効果や消費者の反応、消費者が実際に購入した商品の日持ち日数の追跡等の調査を実施する。

(ウ) (ア) 及び (イ) の調査及び試験結果に基づき、花きの日持ち性を向上させる対策について分析を実施する。

(エ) アの検討会に必要な情報を収集するための実態調査、文献調査及び試験を実施する。

(2) 花き生販連携活動推進事業

消費者の関心が高く国産花きの強みである、「日持ちの良さ」や品質の高さ、生産者のこだわり等の商品情報を消費者に届ける取組の実証を行い、その問題点を洗い出し、花き商品の情報提供を強化するためのマニュアルを作成するとともに、産地情報を検索しやすくするため、次の取組を実施するものとする。

ア 検討会の開催

生産から販売に至るまでの情報提供に係る問題点の抽出、ウの(ア)のグループの選定、マニュアルやツール作成等のため、生産者、卸売業者、小売業者、消費者等で構成された検討会を開催する。

イ 調査の実施

アの検討会に必要な情報を収集するための実態調査及び文献調査を実施する。

ウ 花き関係者ネットワーク構築活動の実施

(ア) 生産者、卸売業者、小売業者等からなるグループが、生産から販売に至

るまでの情報提供に不可欠な生産・流通・販売の連携を強化するための連絡会議を開催する。

(イ) (ア) の連絡会議で必要な情報の実態調査及び文献調査を実施する。

(ウ) 消費者への情報提供に必要な商品ラベル、パンフレット等の作成を行う。

エ 産地・品目紹介ネットライブラリーの整備

(ア) 各産地の産地情報を消費者・小売店等が活用しやすくするための産地紹介ホームページを整備するとともに、産地情報の収集・発信等を行う。

(イ) 花き生産分野の技術及び経営に優れた生産者の顕彰を行い、他の生産者に紹介する。

(ウ) 流通している商品の情報について、上記ウの(ウ)で作成する商品ラベル等を活用し、手入れ方法等を検索・閲覧可能なライブラリーを整備するとともに、花きに関する情報を発信し、消費者が手軽に収集・活用できるツールを作成する。

(3) 花きの効用検証・普及事業

花きの消費を促すため、花きが人体や人間の活動に与える効用に関して消費者に提供すべき情報等を収集・検証し、その普及を図るため、次の取組を実施するものとする。

ア 検討会の開催

事業の効率的な実施を図るため、学識経験者、花き業界関係者、マーケティング関係者等で構成する検討会を開催する。

イ 消費者の求める情報の把握

(ア) 花きの特性や取扱方法に関して消費者が求める情報を把握し、消費者に提供すべき情報を収集するため、調査を実施する。

(イ) (ア) の調査実施に当たっては、アの検討会において、調査を行う地域及び人数、質問内容、調査方法等を検討するものとする。

ウ 文献等による消費者の関心が高い情報の収集

(ア) 研究論文、文献等を通じて、花きの消費拡大に結びつくような試験研究の成果、消費者が花きに親しむ上で役立つ管理方法や花きの効用等の情報を収集する。

(イ) (ア) の情報収集を行うに当たっては、学識経験者等の専門知識を有する者で構成する作業グループにおいて、情報の収集及び検証を行うものとする。

エ 花きに関する正しい知識の発信

(ア) イ及びウで得られた情報について、花きの需要拡大につながる正しい知識として整理し、オフィスや商業施設、医療・福祉施設等に贈答または装飾等で利用されている花きに関する管理・取扱方法や花きの効用等を取りまとめたリーフレットを作成して、小売店等に配布するとともに、当該事業で収集・整理した情報及び小売店頭で利用できるツールを盛り込んだホームページを作成し、公開・運営する。

(イ) (ア) の整理に当たっては、アの検討会において、ホームページの内容及び構成、リーフレットの内容、配布先及び発行部数等を検討するものとする。

(4) 花育活動全国推進事業

子供が花きに触れる機会を通じて、やさしさや美しさを感じる気持ちを育む「花育」の活動実践者を育成するため、活動に必要なツールの開発、研修会の開催等を行い、花育活動の全体的なレベルアップを図るため、次の取組を実施するものとする。

ア 検討会の開催

事業の効率的な実施を図るため、学識経験者、花き業界関係者、教育関係者、花育活動実施者等で構成する検討会を開催する。併せて、イ及びウの実施を通じて、花育を行う上での課題の整理をする。

イ 地域と連携した花育活動副読本及び実践事例集の作成・普及

(ア) 地域と連携した花育活動を対象とした副読本（指導案を含む。）及び小中学校の教員等が授業等に花育を導入する際に参考とするための実践事例集を作成して配布するとともに、当該副読本等の内容を盛り込んだホームページを作成し、公開・運営する。

(イ) (ア) の副読本等の作成に当たっては、アの検討会において、当該副読本等の内容、構成及び配布先等、ホームページの内容及び構成等を検討するものとする。

ウ 花育活動実践者を対象とした研修会等の開催

(ア) 花育活動実践者の能力向上を図るための研修会等を開催する。

(イ) (ア) の研修会等の開催に当たっては、アの検討会において、実施する内容、開催地域等を検討するものとする。

第4 事業の実施期間

要綱第3の1の生産局長が別に定める地区推進事業の事業実施期間は、1年間とする。

第5 事業の成果目標

1 要綱第4の1の成果目標は次に掲げるとおりとする。

(1) 地区推進事業

各地域協議会は、次のアのほか、取組の内容に応じてイ又はウにより目標を設定するものとする。

ア 当該地域協議会の活動区域における花きの生産又は販売の数量若しくは金額を直近年度の実績値と比して100%以上とする目標を設定するものとする。なお、目標は品目単位で設定できるものとする。

イ 第3の1の(2)のア又は(3)のイを実施する場合には、当該地域協議会の活動区域における花きの輸出の数量又は金額を直近年度の実績値と比して100%以上とする目標を設定するものとする。なお、目標は品目単位で設定することができるものとする。

ウ 第3の1の(2)のイ若しくはウ又は(3)のア、ウ若しくはエを実施する場合は、当該地域協議会が実施する各取組の内容に応じた数値目標（例：流通コストの削減率、花育教室の体験人数等）を設定するものとする。

(2) 全国推進事業

ア 第3の2の(1)又は(2)を実施する場合

当該事業による実証区域等における花きの生産又は販売の数量若しくは金

額を直近年度の実績値と比して100%以上とする目標を設定する。なお、目標は品目単位で設定することができるものとする。

イ 第3の2の(3)を実施する場合

花きの効用に関するリーフレットの配布数等の目標を設定する。

ウ 第3の2の(4)を実施する場合

花育副読本等の配布数、花育実践者研修の受講者数等の目標を設定する。

2 要綱第4の2の生産局長が別に定める成果目標の目標年度は平成27年度とする。

第6 事業実施計画

1 地区推進事業を実施する地域協議会は、要綱第5の1の(1)に基づき、国産花きイノベーション推進事業の事業実施計画（以下「地区事業計画」という。）を別記様式第1号別添1により作成し、所管する地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務所を経由して生産局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出するものとする。

2 要綱第5の1の(3)及び(6)の生産局長が定める重要な変更については、次に掲げるとおりとする。

(1) 要綱別表3の事業内容の欄の取組の中止

(2) 事業費の3割を超える増減及び国庫補助金の3割を超える減

3 全国推進事業を実施しようとする事業実施主体は、要綱第5の1の(4)に基づき、事業実施計画を別記様式第1号別添2から別添5までにより作成し、生産局長に提出するものとする。

第7 事業の承認及び着手

1 事業の承認については、要綱第5の2によるほか、次の(1)及び(2)に基づき行うものとする。

(1) 地方農政局長は、地域協議会から提出された地区事業計画について、次の要件をすべて満たす場合に限り、予算の範囲内で、要綱第5の2に基づく承認を行うものとする。

ア 事業実施主体が第2の1の要件を満たす地域協議会であること

イ 事業の取組内容に応じて第5に定める成果目標が定められていること

(2) 地方農政局長は、(1)により地区事業計画の承認を行うに当たっては、当該承認を受ける地域協議会に対し、別記様式第2号により、承認した旨を通知するものとする。また、それ以外の地域協議会に対しては、承認されなかった旨を通知するものとする。

(3) 生産局長は、第6の3により全国推進事業を実施しようとする事業実施主体から提出された事業実施計画について、要綱第5の2の(2)に定める選定審査委員会において選定に係る審査を実施し、妥当であると認められる時は、これを承認し、承認された事業実施主体に対して別記様式第2号により、承認した旨を通知するものとする。また、承認されなかった者に対しては、承認されなかった旨を通知するものとする。

(4) 別に定める公募要領により選出された補助金等候補者については、事業実施計画の承認を得たものとみなすことができる。

2 事業の着手

- (1) 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する場合にあっては、地域協議会は、あらかじめ、地方農政局長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第3号により、地方農政局長に提出するものとする。

- (2) (1) のただし書により交付決定前に事業に着手する場合にあっては、地域協議会は、事業について、事業の内容が的確となり、かつ補助金の交付が確実にとなってから、着手するものとする。

また、この場合において、地域協議会は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、地域協議会は、交付決定前に事業に着手した場合には、産地活性化総合対策事業推進費補助金等交付要綱（平成23年4月1日付け22生産第10889号農林水産事務次官依命通知）（以下「交付要綱」という。）第4の規定による申請書（以下「交付申請書」という。）の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

- (3) 地方農政局長は、(1) のただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう地域協議会を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

- (4) 全国推進事業の事業実施主体の事業の着手については、(1) から (3) の規定を準用する。その場合は、(1) 及び (3) の「地方農政局長」を「生産局長」に読み替えるものとする。

第8 事業実施状況の報告等

- 1 地域協議会は、要綱第6の1に基づき、別記様式第4号別添1により当該年度の事業実施状況について、翌年度の7月末日までに地方農政局長に提出するものとする。
- 2 地方農政局長は、1の事業実施状況の報告内容について検討し、成果目標に対して事業の進捗が遅れていると判断される場合等には、地域協議会に対し改善の指導を行うなど必要な指導を行うものとする。
- 3 全国推進事業の事業実施主体は、要綱第6の3に基づき、別記様式第4号別添2から別添5により当該年度の事業実施状況について、翌年度の7月末日までに生産局長に提出するものとする。
- 4 生産局長は、3の事業実施状況の報告内容について検討し、成果目標に対して事業の進捗が遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対し改善の指導を行うなど必要な指導を行うものとする。

第9 事業の評価

- 1 地域協議会は、要綱第7の1に基づき、別記様式第5号により事業実施主体に

よる事業評価及びその報告を作成し、目標年度の翌年度の7月末日までに地方農政局長に提出するものとする。

- 2 要綱第7の2に基づく地方農政局長による評価は、要綱第7の1に規定する地域協議会の事業評価が、成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に関し適正になされているかどうかについて行うものとし、その結果、事業評価が適切になされていないと判断される場合には、地域協議会に対し、再度適切に評価を実施するよう指導するものとする。
- 3 地方農政局長は、要綱第7の1により提出を受けた事業評価シートの内容について、必要に応じて関係部局で構成する検討会を開催し、別記様式第6号によりその評価を行うものとする。
なお、事業評価にあたっては、事業評価シートの内容を確認するとともに、必要に応じ地域協議会から聞き取りを行い、評価結果を取りまとめることとする。
- 4 地方農政局長（生産局長を除く。）は、生産局長に対し、検討会開催後速やかに評価結果を報告するものとする。
- 5 地方農政局長は、事業評価の結果について、速やかに公表するものとする。なお、公表は、別記様式第6号により行うものとする。
- 6 目標年度において、成果目標が達成されていないと判断される場合、地方農政局長は当該地域協議会に対し、引き続き目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行ってから1ヶ月以内に、目標達成に向けた改善計画を別記様式第7号により提出させるものとする。
- 7 地方農政局長（生産局長を除く。）は、6により地域協議会を指導した場合には、その内容及び改善計画の写しを生産局長に報告するものとする。
- 8 地方農政局長は、当該取組終了後、事業実施主体に対し再度事業評価シートを提出させるものとする。
- 9 全国推進事業の事業実施主体は、要綱第7の7に基づき、別記様式第8号により事業実施主体による事業評価及びその報告を作成し、目標年度の翌年度の7月末日までに生産局長に提出するものとする。
- 10 生産局長は、9の事業実施主体からの報告を受けた場合には、内容を点検評価し、別記様式第9号に評価結果をとりまとめ、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。

第10 補助対象経費

本事業による補助対象とする経費は、第3に掲げる各取組を実施するにあたって直接要する別紙1の経費であって本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

なお、その経理に当たっては、別紙1の費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分して経理を行うこととする。

1 地区推進事業

(1) 花き関係者の連携への支援

ア 地域協議会の設置・運営

(ア) 地域協議会の開催に係る経費であって、委員旅費、謝金、賃金、印刷製本費、通信運搬費等とする。

イ 生産技術向上交流支援

- (ア) 技術交流会等の開催に係る経費であって、専門家旅費、印刷製本費、通信運搬費等とする。
- (イ) 生産技術マニュアル等の作成に係る経費であって、謝金、印刷製本費等とする。
- (2) 国産花きの強みを活かす生産・供給体制の強化
 - ア 国内外の需要に対応した生産・供給体制の検討
 - (ア) 海外現地調査の実施に係る経費であって、新たな輸出先国、輸出品目開拓のための海外現地調査に必要な渡航経費、現地調査活動費とする。
 - (イ) 輸出戦略の作成に係る経費であって、謝金、印刷製本費等とする。
 - イ 物流の効率化の検討・実証
 - (ア) 検討会の開催に係る経費であって、委員旅費、謝金、賃金、物流改善効果の試算等のための委託費、印刷製本費、通信運搬費等とする。
 - (イ) 流通拠点等先進地調査の実施に係る経費であって、専門家旅費、謝金、通信運搬費等とする。
 - (ウ) (ア) の検討会で検討した物流改善方策の実証試験及び結果のとりまとめに係る経費であって、専門家旅費、実証試験に使用する資材費、統一規格の段ボール等資材の試作のための役務費、謝金、賃金、印刷製本費、通信運搬費等とする。
 - ウ 園芸資材リサイクルシステムの検討・実証
 - (ア) 検討会の開催に係る経費であって、委員旅費、謝金、賃金、印刷製本費、通信運搬費等とする。
 - (イ) (ア) の検討会で検討した園芸資材リサイクルシステムの実証及び結果のとりまとめに係る経費であって、リサイクルシステムを周知するためのパンフレット等の印刷製本費、資材等回収のための通いコンテナ等の借上費、回収品の整理を行う者等の賃金、回収した培養土を処理するための委託費、通信運搬費、報告書の印刷製本費、謝金等とする。
- (3) 国産花きの需要拡大
 - ア フラワーコンテスト、花文化展示会、シンポジウムの開催
 - (ア) 検討会の実施に係る経費であって、委員旅費、謝金、賃金、印刷製本費、通信運搬費等とする。
 - (イ) フラワーコンテスト、花文化の展示会等の開催に係る経費であって、専門家旅費、謝金、賃金、会場借料、会場設営費、花材費、通信運搬費、印刷製本費等とする。
 - (ウ) シンポジウム、講演等の開催に係る経費であって、専門家旅費、謝金、賃金、会場借料、会場設営費、花材費、通信運搬費、印刷製本費等とする。
 - イ 花文化と併せた国産花きの情報発信
 - (ア) 海外における国産花きのプロモーション（花きを使ったレセプション、シンポジウム、いけばな体験教室等）の開催に係る経費であって、渡航経費、会場借料、会場設置・撤去に係る賃金、謝金、通訳料、花材の輸送費、製本印刷費等とする。
 - (イ) 海外におけるプロモーションイベント等で配付するためのパンフレットの作成に係る経費であって、資料作成費、謝金等とする。
 - ウ 学校・福祉施設等での花育体験推進

(ア) 検討会の実施に係る経費であって、委員旅費、謝金、賃金、印刷製本費、通信運搬費等とする。

(イ) 学校等での花育体験の実施に係る経費であって、専門家旅費、謝金、花材費、資材費、印刷製本費等とする。

(ウ) 福祉施設等での福祉園芸体験に係る経費であって、専門家旅費、謝金、花材費、資材費、ほ場借り上げ費、農業機械リース費等とする。

エ 企業や介護施設等における花と緑の活用推進

(ア) 検討会の実施に係る経費であって、委員旅費、謝金、賃金、印刷製本費、通信運搬費等とする。

(イ) 花と緑を活用している優良事例の現地調査に係る経費であって、専門家旅費、謝金、賃金、優良事例報告書の印刷製本費等とする。

(ウ) 花と緑を活用している優良事例の中から特に優れている取組の表彰に係る経費であって、表彰式の会場借料、会場設置費、花材費、賞状印刷費、印刷製本費等とする。

2 全国推進事業

(1) 花き日持ち性向上対策実証事業

ア 検討会の実施に係る経費であって、委員謝金、委員旅費等とする。

イ 日持ち性向上対策の実証試験に係る経費であって、実証試験に必要な資材や測定機器等の購入費及び借上費、専門家旅費、賃金、マニュアルやパンフレット等の印刷費等とする。ただし、以下に該当するものは除く。

(ア) 自らの営利活動のために配布、商品に添付、店頭で掲示する等のために製作する商品ラベルの購入費や作成費、パンフレット等の印刷費以外の広告に係る役務費や委託費

(イ) 会議の開催、試験以外に係る賃金

ウ 調査、試験、結果分析の実施に係る経費であって、専門家旅費、賃金、日持ち試験の委託費、通信運搬費、報告書の印刷費等とする。

(2) 花き生販連携活動推進事業

ア 検討会の実施に係る経費であって、委員謝金、委員旅費等とする。

イ 調査の実施に係る経費であって、通信運搬費、専門家旅費、賃金等とする。

ウ ネットワーク構築に係る経費であって、通信運搬費、専門家旅費、賃金、マニュアルやパンフレット等の印刷費等とする。ただし、自らの営利活動のために配布、商品に添付、店頭で掲示する等のために製作する商品ラベルの購入費や作成費、パンフレット等の印刷費以外の広告に係る役務費や委託費を除く。

エ ネットライブラリーの整備に係る経費であって、機能向上等に要する役務費や委託費、通信運搬費等とする。

(3) 花きの効用検証・普及事業

ア 検討会の実施に係る経費であって、謝金、委員旅費、印刷製本費、通信運搬費、賃金等とする。

イ 調査の実施に係る経費であって、通信運搬費、専門家旅費、印刷製本費、謝金、賃金等とする。

ウ 文献調査の実施に係る経費であって、資料購入費、専門家旅費、調査員の賃金等とする。

エ 情報発信に係る経費であって、賃金、ホームページ及びリーフレット作成委託費、通信運搬費等とする。

(4) 花育活動全国推進事業

ア 検討会の実施に係る経費であって、謝金、委員旅費、印刷製本費、通信運搬費、賃金等とする。

イ 副読本等の作成・普及に係る経費であって、副読本等の作成委託費、印刷製本費、ホームページ構築費、通信運搬費、賃金等とする。

ウ 研修会等の実施に係る経費であって、会場借料、会場設置費、通信運搬費、資料作成費、花材費、消耗品費、専門家旅費、謝金、賃金等とする。

第11 事業の実施基準

事業を実施する場合の実施基準は次に掲げるものとする。

1 地区推進事業

(1) 花き関係者の連携への支援

第3の1の(1)のアの地域協議会の設置・運営は必ず行うものとする。

(2) 国産花きの強みを活かす生産・供給体制の強化

ア 国内外の需要に対応した生産・供給体制の検討

第3の1の(2)のアの(イ)の輸出戦略は必ず作成するものとする。

イ 物流の効率化の検討・実証

(ア) 第3の1の(2)のイの(ア)の検討会は、必ず実施するものとする。

(イ) 第3の1の(2)のイの(ウ)の実証試験を実施した場合、試験を行った改善方策の効果について必ず定量的な評価を行うものとする。

ウ 園芸資材リサイクルシステムの検討・実証

(ア) 第3の1の(2)のウの(ア)の検討会は、必ず実施するものとする。

(イ) 第3の1の(2)のウの(イ)の実証試験を実施した場合、試験を行ったリサイクルシステムについてコスト等を分析し必ず実用可能性についての評価を行うものとする。

(3) 国産花きの需要拡大

ア フラワーコンテスト、花文化展示会、シンポジウムの開催

(ア) 第3の1の(3)のアの(ア)の検討会は、必ず実施するものとする。

(イ) 第3の1の(3)のアの(ア)の検討会は、催しの開催前に行うほか、開催後にも総括のため行うこととする。

(ウ) 第3の1の(3)のアの(イ)のaからcまで並びに第3の1の(3)のアの(ウ)のa及びbの取組のうち、1つ以上は必ず実施するものとする。

イ 学校・福祉施設等での花育体験推進

(ア) 第3の1の(3)のウの(ア)の検討会は、必ず実施するものとする。

なお、開催にあたっては地域協議会と併せて行うことができるものとする。

(イ) 第3の1の(3)のウの(ア)の検討会に、学校等での花育体験を実施する場合は学校関係者等を、福祉施設等での福祉園芸体験を実施する場合は福祉関係者等を必ず参加させるものとする。

(ウ) 学校等での花育体験もしくは福祉施設等での福祉園芸体験のいずれかを必ず実施するものとする。

(エ) 第3の1の(3)のウの(ウ)のアンケートは、花育及び福祉園芸体験者の反応をとりまとめることができる者(教師、花育指導士、園芸療法士等)に対しては必ず実施するものとする。

ウ 企業や介護施設等における花と緑の活用推進

(ア) 第3の1の(3)のエの(ア)の検討会は、必ず実施するものとする。

(イ) 第3の1の(3)のエの(イ)の優良事例報告書は必ず作成するものとする。

2 全国推進事業

(1) 花き日持ち性向上対策実証事業

ア 第3の2の(1)のウの(ウ)及びエの(エ)以外の取組は、必ず実施しなければならないものとする。

イ 第3の2の(1)のアの検討会には、成果を普及するための会議も含めるものとする。

(2) 花き生販連携活動推進事業

ア 第3の2の(2)のウの(イ)及び(ウ)以外の取組は、必ず実施しなければならないものとする。

イ 第3の2の(2)のアの検討会には、成果を普及するための会議も含めるものとする。

(3) 花きの効用検証・普及事業

第3の2の(3)のアからエまでの取組を全て行うこと。

(4) 花育活動全国推進事業

第3の2の(4)のアからウまでの取組を全て行うこと。

(5) 成果の普及(全国推進事業共通)

ア 全国推進事業の事業実施主体は各事業の趣旨に鑑み、成果を普及するため、新聞、図書、雑誌論文等の印刷物やインターネット等で各事業における成果等を公表し、地域協議会の取組に情報・技術の提供をするものとする。

イ 全国推進事業の事業実施主体は、生産局長が各事業による成果の普及を図ろうとするときには、これに協力しなければならない。

3 いずれの事業を行う場合も、次の取組は、助成の対象としない。

(1) その成果について、その利用を制限し、公共の用に供さない取組

(2) 特定の個人又は法人の資産形成又は販売促進につながる取組

別紙 1

国産花きイノベーション推進事業補助対象経費

国産花きイノベーション推進事業に要する経費は、次の費目ごとに整理することとする。

費目	細目	内容	注意点
備品費		事業を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社しか扱っていない場合は除く）やカタログ等を添付すること。
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な催事等を開催する場合の会場費として支払われる経費	・ただし、事業内容等を検討するための会議等を開催する場合の会場費は除く。
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代及び運送代の経費	・切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、ほ場等の借り上げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書及び参考文献の経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものは除く。
	原材料費	事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要な原材料の経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。

	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額（3万円未満）な物品の経費 ・ C D - R O M等の少額（3万円未満）な記録媒体 ・ 試験等に用いる少額（3万円未満）な器具等	・ 消耗品は物品受払簿で管理すること。
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議への出席、技術指導等の旅費として、依頼した委員に支払う経費	
	専門家旅費	事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の旅費として専門家に支払う経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・ 謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・ 事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
賃金		事業を実施するために直接必要な業務を目的として本事業を実施する事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）の経費	・ 雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・ 補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。

委託費		本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（応募団体が民間企業の場合、自社を含む。）に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的 ・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費		事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費	・試作品の製作・加工について他者に設計図を示して製作・加工を行ってもらった場合の費用を含む。
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	

上記の経費であっても以下の場合にあつては認めないものとする。

1. 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
2. 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合